

○長崎県病院企業団情報公開条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日

長崎県病院企業団規則第 1 号

改正 平成28年 3 月31日長崎県病院企業団規則第 7 号

改正 令和 4 年 4 月27日長崎県病院企業団規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県病院企業団情報公開条例（平成 22 年長崎県病院企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、求める開示の実施の方法とする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、開示を実施する日時及び場所（郵送により公文書の写しの交付をする場合を除く。）とする。

2 条例第 11 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第 2 号）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第 3 号）

3 条例第 11 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第 7 条に規定する不開示情報を理由とする公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書（様式第 4 号）

(2) 条例第 10 条の規定により開示請求を拒否する決定 公文書不開示決定通知書(存否応答拒否)（様式第 5 号）

(3) 公文書を保有していないことにより公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書(公文書不存在)（様式第 6 号）

(開示決定等期間延長通知書)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第 5 条 条例第 13 条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

(事案移送通知書)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第 7 条 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(同項に該当する場合に限る。)

(3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 15 条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第 15 条第 1 項の規定による通知 意見照会書 (様式第 10 号)
- (2) 条例第 15 条第 2 項の規定による通知 意見照会書 (様式第 11 号)
- (3) 条例第 15 条第 3 項の規定による通知 開示決定に係る通知書 (様式第 12 号)

(公文書の開示の日時等)

第 8 条 閲覧による公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 実施機関は、公文書の閲覧、視聴又は聴取をするものが、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

(電磁的記録の開示方法)

第 9 条 条例第 16 条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を実施機関が保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 (当該閲覧又は視聴を容易に行うことができる場合に限る。)
 - ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付 (当該複写を容易に行うことができる場合に限る。)

(公文書の写しの交付)

第 10 条 条例第 16 条の規定により公文書の写しの交付を受けようとするものは、公文書の写しの交付申請書 (様式第 13 号) を提出しなければならない。

2 公文書の写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

(審査会諮問通知書)

第 11 条 条例第 20 条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書 (様式第 14 号) により行うものとする。

(公文書の目録)

第 12 条 条例第 32 条に規定する公文書の検索に必要な資料は、実施機関が定める。

2 前項に規定する資料は、実施機関が定める施設に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第 13 条 条例第 33 条第 2 項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日長崎県病院企業団規則第7号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月27日長崎県病院企業団規則第3号）
この規則は、令和4年4月27日から施行する。

様

請求者	住所 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地	(〒 —)
	氏名 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名	
	電話番号 連絡先又は連絡担当者	— —

長崎県病院企業団情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の名称又は内容	
求める開示の実施の方法	<p>1 文書又は図画の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 複写したテープ・ディスクの交付</p> <p>3 交付の方法</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付</p> <p>※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。</p>

【担当機関の職員記入欄】 開示請求者は記入しないでください。

公文書の名称	(年度)
担当機関	
備 考	

公文書開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県病院企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称					
開示の実施の 日時及び場所	日時	年	月	日	午前・午後 時 分
	場所	電話番号（ - - （内線） ）			
開示の実施の方法					
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）				
備考					

（注） 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関までご連絡ください。

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県病院企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称			
開示の実施の 日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所	電話番号（ — — （内線） ）	
開示しない部分 及びその理由	開示しない部分 開示しない理由 （根拠）長崎県病院企業団情報公開条例第7条第 号該当		
上記の「開示しない理由」がなくなる期日	年 月 日（この日以降であれば、この公文書を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。）		
担当機関	電話番号（ — — （内線） ）		
備考			

- （注） 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
 2 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関までご連絡ください。
 3 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対し、審査請求をすることができます。
 4 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（ が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
 ただし、3により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県病院企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書の名称又は内容	
開示しない理由	（根拠）長崎県病院企業団情報公開条例第7条第 号該当
「開示しない理由」 がなくなる期日	年 月 日（この日以降であれば、この公文書を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。）
担当機関	電話番号（ — — （内線） ）
備 考	

（注）1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対し、審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（ が被告の代表者となる。）として、提起することができます。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

公文書不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県病院企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書の名称又は内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	（根拠）長崎県病院企業団情報公開条例第10条該当
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）
備考	

（注）1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対し、審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（ が被告の代表者となる。）として、提起することができます。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

公文書不開示決定通知書（公文書不存在）

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、公文書を保有していないことにより開示しないことと決定したので、長崎県病院企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

公文書の名称又は内容	
公文書を保有していない理由	
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）
備考	

（注）1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対し、審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（ が被告の代表者となる。）として、提起することができます。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、長崎県病院企業団情報公開条例第12条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から（開示請求書受付日） 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から（開示請求書受付日） 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）
備考	

開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、長崎県病院企業団情報公開条例第 13 条の規定により、請求のあった日から起算して 60 日以内に当該公文書のうちの相当部分について開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から（開示請求書受付日） 年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から（開示請求書受付日） 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
60 日以内に公文書のすべてについて開示決定等を行うことができない理由	
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）
備 考	

事案移送通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった事案について、長崎県病院企業団情報公開条例第14条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
移送した実施機関の事務担当機関	電話番号（ - - （内線） ）
移送を受けた実施機関及び事務担当機関	実施機関 事務担当機関 電話番号（ - - （内線） ）
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。

ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。

意見照会書

第 年 月 日 号

様

印

長崎県病院企業団情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が記録された公文書について開示請求がありましたので、当該公文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 15 条第 1 項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該公文書を開示することにつきご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取扱わせていただきます。

開示請求に係る 公文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先 （担当機関）	所在地（〒 - ） 電話番号（ - - （内線） ）
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

開示決定等に係る意見書

年 月 日

様

請求者	住所 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地	(〒 -)
	氏名 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名	
	電話番号 連絡先又は連絡担当者	- -

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る公文書の名称		
上記公文書の開示に反対する意見の有無 (いずれかを○で囲んでください。)	有	無
開示に反対する部分 (反対意見がある場合は、いずれかを○で囲んでください。)	一部	全部
	(開示に反対する部分を具体的に記入してください。)	
開示に反対する理由		

意見照会書

第 年 月 日 号

様

印

長崎県病院企業団情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が記録された公文書について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 15 条第 2 項の規定により、ご意見を伺いますので、当該公文書を開示することについてご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取扱わせていただきます。

開示請求に係る 公文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
長崎県病院企業団情報公開条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	長崎県病院企業団情報公開条例第 15 条第 2 項第 号適用 (理由)
意見書の提出先 (担当機関)	所在地（〒 - ） 電話番号（ - - （内線） ）
意見書の提出期限	年 月 日

開示決定等に係る意見書

年 月 日

様

住所 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地	(〒 -)
氏名 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名	
電話番号 連絡先又は連絡担当者	— —

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る公文書の名称		
上記公文書の開示に反対する意見の有無 (いずれかを○で囲んでください。)	有	無
開示に反対する部分 (反対意見がある場合は、いずれかを○で囲んでください。)	一部	全部
	(開示に反対する部分を具体的に記入してください。)	
開示に反対する理由		

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けであなた（貴団体）から「開示決定等に係る意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示することを決定したので、長崎県病院企業団情報公開条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称	
開示決定により開示されるあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）

（注） 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対し、審査請求をすることができますが、開示を実施する前日までに審査請求がないときは開示されることとなりますのでご承知ください。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（ が被告の代表者となる。）として、提起することができます。

ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。

公文書の写しの交付申請書

年 月 日

様

住所 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地	(〒 —)
氏名 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名	
電話番号 連絡先又は連絡担当者	— —

年 月 日付け 第 号で開示決定又は部分開示決定の通知のあつた公文書について、次のとおり写しの交付を申請します。

公文書の名称	写しの種別	単価	数量	金額
合計				円

(注) 「写しの種別」欄には、A 4 判用紙（単色）、エックス線フィルム（半切）、光ディスク等の種別を記入してください。

情報公開審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けの審査請求については、長崎県病院企業団情報公開条例第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり長崎県病院企業団情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第 20 条の規定により通知します。

審査請求に係る 公文書の名称		
審査請求の内容	審査請求年月日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日	
担当機関	電話番号（ - - （内線） ）	
備 考		